

議案第40号

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 道路交通法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例

世田谷区自転車条例（昭和59年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

第23条の3の見出し中「業務」を「業務等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区立自転車等駐車場の適正な管理を行わなければならない。

第23条の4を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。